

平成 29 年 3 月 22 日

工事請負契約約款の改正について

工事請負契約における契約約款を下記のとおり改正します。

記

1 改正の経緯

工事請負契約の違約金に関する訴訟において、破産管財人が発注者より先に契約を解除した場合には、違約金が発生しない旨の判決が確定しました。この判決を受け、国土交通省より契約条項の当面の取扱いが示されたので、当区においてもこれを踏まえて改正を行います。

2 改正概要

破産管財人等が先行して契約を解除した場合であっても違約金が発生する旨の規定を追加するとともに、これに関連する条項について改正を行いました。

3 適用年月日

平成 29 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用します。

4 約款一覧

工事標準契約約款

工事契約約款(特定公共事業・建築)

工事契約約款(特定公共事業・電気)

工事契約約款(特定公共事業・機械)